

福井県報

号外第42号
平成30年
7月13日(金)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

目次

規則

- ※特定地域等の振興を促進するための県税の特例の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(三六・税務課)……………一
- ※福井県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則(三七・同)……………三
- ※福井県行政組織規則の一部を改正する規則(三八・人事企画課)……………四

規則

特定地域等の振興を促進するための県税の特例の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年七月十三日

福井県知事 西川 一誠

福井県規則第三十六号

特定地域等の振興を促進するための県税の特例の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域等の振興を促進するための県税の特例の特例に関する条例施行規則(昭和四十四年福井県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第四条第一項第一号」を「第四条第一項第一号もしくは第二項第一号」に、「第4条第一項第一号」を「第4条第一項第一号もしくは第2項第一号」に改める。

第二条の二各号列記以外の部分中「第四条第二項第一号」を「第四条第三項第一号」に、「平成二十七年八月一日」を「平成三十年四月一日」に改め、同条第一号中「既成市街地」の下に「(東京都の特別区に存する区域を除く。)」を加える。

第三条第一項各号列記以外の部分中「第四条第一項」を「第四条第一項もしくは第二項」に改め、同条第四項中「第四条第一項第二号」を「第四条第一項第二号もしくは第二項

第二号」に改める。
様式第一号中

「第3条の3第1項
第4条第1項
第4条の2第1項」
を
「第3条の3第1項
第4条第1項
第4条第2項
第4条の2第1項」
に改め、

同様式備考5(2)中「第4条第1項第一号」を「第4条第1項第一号もしくは第2項第一号」に改め、同様式備考5(3)中

- 「 1 条例第3条の3第1項による課税免除
- 2 条例第3条の4第1項による課税免除
- 3 条例第4条第1項による不均一課税
- 4 条例第4条の2第1項による不均一課税」

- 「 1 条例第3条の3第1項による課税免除
- 2 条例第3条の4第1項による課税免除
- 3 条例第4条第1項による課税免除
- 4 条例第4条第2項による不均一課税
- 5 条例第4条の2第1項による不均一課税」

「不均一課税の適用を受けようとする事業年度または年の末日における状況

「課税免除または不均一課税の適用を受けようとする事業年度または年の末日における状況

回禁式體等(2)中「地域再生法第17条の2第1項第2号」や「地域再生法第17条の2第1項第1号または第2号」及び「条例第4条第1項」や「条例第4条第1項の規定による課税免除または条例第4条第2項」及び「回禁式體等(2)中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」や「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」」及び「回禁式體等(3)中「不均一課税」や「課税免除または不均一課税」」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正前の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

福井県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年七月十三日

福井県知事 西川 一誠

福井県規則第三十七号

福井県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則

福井県核燃料税条例施行規則(平成二十八年福井県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(その一)中

1	使用前検査合格年月日	年	月	日
2	施設定期検査終了年月日	年	月	日

を

1	使用前検査終了年月日	年	月	日
2	実施状況の検査の終了年月日	年	月	日

に改める。

様式第一号(その二)付表および様式第一号(その四)付表中「使用前検査合格年月日」や「使用前検査終了年月日」及び「原子力規制委員会による確認年月日」や「廃止措置の終了の確認年月日」及び「使用前検査合格日」や「使用前検査終了日」及び「確認を」を「廃止措置の終了の確認を」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第十五号)の施行の日から施行する。ただし、様式第一号(その二)付表および様式第一号(その四)付表の改正規定(これらの改正規定中「原子力規制委員会による確認年月日」を「廃止措置の終了の確認年月日」に改める部分および「確認を」を「廃止措置の

「参」の「参」に改める部分に限る。）は、平成三十年十月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の福井県核燃料税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

福井県行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年七月十三日

福井県知事 西川 一誠

福井県規則第三十八号

福井県行政組織規則の一部を改正する

規則

福井県行政組織規則（昭和三十九年福井県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第七十五条第一項の表中央医療センターの項中「神経内科」を「脳神経内科」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年八月一日から施行する。

平成三十年七月十三日印
平成三十年七月十三日発

刷 行

発行人
印刷人

〒九一〇―八五八〇
〒九一〇―八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一号
福井県福井市手寄一丁目十五―二十七

福 井 県
(株)竹下印刷所

☎ 三三三二番